建設中の資産	水力発電設備	帳簿価額の増減が明確になるように区分して整理する。
	火力発電設備	同上
	新エネルギー等発電設備	同上
	送電設備	同上
	変電設備	同上
	配電設備	同上
	業務設備	同上
特定投資	特定投資	
運転資本	営業資本	
	貯蔵品	
繰延償却資産	株式交付費	
	社債発行費	
	開発費	

別表第２（第８条及び第９条関係）

第１表

一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

１．一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の７部門（水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準

⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各７部門に直接整理（以下「直課」という。）すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第２表に定める活動帰属基準（代表的な物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。以下この表において同じ。）を用いて整理すること。

２．変電費の配電用変電サービス費及び受電用変電サービス費への整理の基準

⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに配電用変電サービス費又は受電用変電サービス費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第２表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

３．販売費の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準

⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、給電費、需要家費又は一般販売費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第２表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

第２表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費等（第１表１．⑵関係）		変　電　費（第１表２．⑵関係）		販　売　費（第１表３．⑵関係）	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	直課された各部門人員数比	—	—	受電用変電及び配電用変電の建設費比	直課された人員数比	—
給料手当	同上	—	—	同上	同上	—
給料手当振替額（貸方）	同上	—	—	同上	同上	—
退職給与金	同上	—	—	同上	同上	—
厚生費	同上	—	—	同上	同上	—
雑給	同上	—	—	同上	同上	—
消耗品費	同上	—	—	同上	同上	—
修繕費	各部門業務用建物床面積比	—	受電用変電及び配電用変電の変圧器容量比	—	業務用建物床面積比	—
補償費	—	直課された各部門補修費比	—	受電用変電及び配電用変電の箇所数比	—	直課された人員数比
賃借料	各部門業務用建物床面積比	—	—	受電用変電及び配電用変電の変圧器容量比	業務用建物床面積比	—
託送料			—	同上		
事業者間精算費			—	同上		
委託費	—	各部門業務用建物床面積比	—	同上	—	業務用建物床面積比
損害保険料	—	直課された各部門損害保険料比	—	受電用変電及び配電用変電の箇所数比	—	直課された人員数比
普及開発関係費	—	各部門原価比又は直課された各部門普及開発関係費比	—	受電用変電及び配電用変電の建設費比		